

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和5年3月28日（火）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和5年2月15日から令和5年3月28日まで

（2）現地調査箇所

まちなか総合ケアセンター、大山保健福祉センター、西保健福祉センター
大山行政サービスセンター地域福祉課、
婦中行政サービスセンター地域福祉課

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

福祉保健部

- ・障害福祉課
- ・長寿福祉課
- ・保険年金課
- ・まちなか総合ケアセンター
- ・大山保健福祉センター
- ・西保健福祉センター
- ・大山行政サービスセンター地域福祉課
- ・婦中行政サービスセンター地域福祉課

（2）対象期間

令和3年度

（3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、次のとおり改善を要するものを指摘事項とした。

(1) 福祉保健部 長寿福祉課

- ア 土地占用料に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが複数見受けられたので、改善を図らねばならない。
- イ 領収したおでかけタクシー券代等について、領収書に誤った日付の領収年月日を記載しているものが複数見受けられたので、改善を図らねばならない。
- ウ 楽楽いきいき運動続編活動補助金について、楽楽いきいき運動続編活動補助金交付要綱では、補助金の交付対象者は、「老人クラブ会員 15 人～20 人程度の単位老人クラブ等とする」とされているが、10 人未満のクラブに対しても補助金を交付しているものが複数見受けられたので、改善を図らねばならない。
- エ 富山市ねたきり防止等住宅整備費補助金について、富山市補助金等交付規則では、補助事業者は、補助事業が完了したときは完了後 10 日以内に補助事業実績報告書を提出しなければならないとされているが、10 日以内に提出されていないものが複数見受けられたので、改善を図らねばならない。
- オ 磯部町 2 丁目寿会に対する富山市住民主体型通所サービス事業補助金について、富山市住民主体型通所サービス補助事業金交付要綱では、補助金額は 1,000 円未満を切り捨てるものとするとしているが、1,000 円未満を切り捨てずに額の確定を行い支給しているものが見受けられたので、改善を図らねばならない。

カ 八人町地区長寿会連合会に対する楽楽いきいき運動統編活動補助金は、令和3年9月末で補助事業が中止となり当初の交付決定から額が変更となったため、富山市補助金等交付規則第19条の規定による併合ができない補助金であるが、同規則第11条の変更交付決定及び同規則第13条の額の確定を併合して行っていたので、改善を図られたい。

キ 日額と定められた附属機関の委員報酬について、職務従事後10日以内に支払われていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。

ク 長寿福祉課では、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき、所有者から借り上げた農地を広報等で募集した高齢者に貸し付ける富山市高齢者農園事業を実施しており、個人利用者は2年間で1区画につき3,000円の負担金を支払っている。この事業の実施については、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律において、特定農地貸付けを行おうとする者は、貸付条件などを定めた貸付規程を添付し、特定農地の貸付け承認申請書を農業委員会に提出することが定められているが、この規程が制定されておらず、平成12年に提出された特定農地貸付け承認申請書には、規程で定められるべき内容が記載された書類が添付されるのみとなっていた。また、市と農園利用者との間で農地の賃貸借契約書が作成されていなかったため、改善を図られたい。

ケ 施設分の備品台帳及び物品現在高調書の記載において、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 備品台帳及び物品現在高調書において、市所有備品と指定管理者所有備品とが混在していた。

(イ) 備品台帳と物品現在高調書の現在高が不一致となっているものが複数あった。

(ウ) 備品台帳等と基本協定書の市からの貸与備品一覧について、それぞれ不一致となっている備品が複数あった。

(エ) 取得価格が2万円未満であるなど消耗品とされる物品が備品台帳に記載されていた。

コ 超過勤務手当等の支給において次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当135/100欄へ記載すべきところ、勤務した全時間について休日給欄に記載したことにより、端数処理の結果、超過勤務手当が過小支給又は休日給が過大支給となっているものが複数あった。

(イ) 休日と週休日が重複する日は週休日とするため、その日に行った勤務については超過勤務手当135/100欄に記載すべきところ、休日給欄に記載したことにより、端数処理の結果、超過勤務手当が過小支給となっているものがあった。

(2) 福祉保健部 保険年金課

ア 領収した国民健康保険料等について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

(3) 福祉保健部 まちなか総合ケアセンター

ア 領収した産後ケア応援室使用料等について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

イ 翌日までに金融機関に払い込まれなかった現金について、領収した翌日分の金銭管理簿に記載されていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

ウ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員の超過勤務手当相当額の報酬において、誤って前月の超過勤務時間で超過勤務手当の算定をしたため、過小支給や過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

エ 人事給与システムへの入力漏れにより、超過勤務手当や特殊勤務手当が過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

(4) 福祉保健部 大山行政サービスセンター地域福祉課

ア 領収した後期高齢者医療保険料について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。

(5) 福祉保健部 婦中行政サービスセンター地域福祉課

ア 領収した国民健康保険料等について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが見受けられたので、改善を図りたい。

イ 領収した後期高齢者医療保険料について、領収書に誤った日付の領収日を記載し、領収印を押印しているものが見受けられたので、改善を図りたい。